

# 行政ほっかいどう '86.9



「不 動」空知支部 南 忠一 (本会理事)

## 目 次

- 車庫証明業務推進対策要綱の改正について  
車庫証明対策特別委員会  
委員長 渡辺 明…… 2
- 業務資料  
自賠償保険の支払基準の改正 (企画部) … 6
- 統一用紙の管理について (業務研修部) …… 7
- 車庫証明で街頭キャンペーンの実施  
車庫証明対策特別委員会委員  
鳥井 茂…… 8
- 全国監察担当協議会への出席報告  
監察部 坂下理事…… 10

- 会費の払込みは郵便自動振込で (経理部) … 11
- 会費の「郵便振替」による送金手数料は  
本人負担に変わります (経理部) …… 11
- 支部のうごき 6 / 28 ~ 9 / 1  
(支部業務研修会開催状況) …… 12
- 本会の主要行事 7 / 25 ~ 8 / 30  
(各種会議開催状況) …… 12
- <おしらせ>
- ごせい去 …… 13
- 会館建設資金寄附に感謝状 (総務部) …… 13
- 87年版行政書士手帳のあっせん (企画部) … 13
- 行政書士看板及び表札のご案内 (企画部) … 14

# 車庫証明業務推進対策要綱の改正

車庫証明対策特別委員会

委員長 渡 辺 明

## 1 はじめに

車庫証明業務は、昭和52年の合意確認以来の誠に長い足どりを経て、まだまだ満足するような状態には程遠いとはいえ、行政書士への依頼が増えはじめ、不断の努力を続けてきた人が酬われる姿が浮き彫りにされてきました。そうした人たちの業務は、車庫証明業務一本という状況で朝早くから夜遅くまで車庫証明業務一色です。対応も早くキビキビと業務を処理していることから、ディーラーは安心して頼むことができるため、受託件数も増えるという良い面の循環現象が起きてくるわけです。

## 2 推進対策要綱の改正

今回、推進対策要綱を改めることになったことには二つの理由があります。その一つは報酬額の著しいダンピングを防止するためと、さらに、もう一つは、公正取引委員会において報酬額の上限額や、原価計算を示して会員に指導することはよいが、「5,000円を基準とする。」の表現は価格統制とみられるので改めてほしいとの指導があったことによります。

最近、大勢の会員の中には考えられないような低額な報酬で業務を処理しているものが出てきました。この極端な低額報酬の発生原因については、車庫証明業

務を処理する一貫作業の中で、行政書士業務の一部をセールスマン等が行っているとか、行政書士の現地確認が不十分であるとか、要するに、行政書士がやるべきことを全部やらないで、安くしているという疑いが出ています。

行政書士は、いつも責任を持てるような業務のやり方をして最後には責任を持つという態度で業務を処理しなければなりません。大切な点を他人まかせにして自分の手を抜き、その分だけ減額して低報酬に甘んじ、何かあれば責任を持つなどという軽はずみな態度は認めることができません。今回の改正ではこれらのことをふまえて、1、基本姿勢の内、(3)の箇所を改めてアからカまで行政書士の守るべきことを具体的に掲げ、行政書士は自らはもちろん、他人にも行政書士法を守らせるようにしながら業務を営むべきことを明確にしたのです。

なお、自販連本部では、「ユーザー自身が記入しないときは行政書士に依頼するように奨め、セールスマンは絶対に記入しない」旨を再確認して営業所長、マネージャー、セールスマンに至るまで徹底するようにと通達（昭和60.7.18自販連60—法第289号）しています。ですから、ユーザーが書いてきたと称して事実上はセールスマン等が配置図等を作成しているものを黙認して、行政書士は証明願の部分のみを作成するようなことは絶対

に避けてください。

次は、報酬額の点です。今回の改正では、独禁法違反になる「不当廉売」に相当するような問題が発生しないように「採算を度外視した低報酬で業務を行わないように」と注意事項を掲げることにしました。公正取引委員会では、業務の手抜きが原因で安い場合は行政書士会で改善させてよい。その上で、不当廉売に該当するかどうかは公正取引委員会の決定事項になっているので、そのことは行政書士会が判断すべきことではないと指導を受けています。

## 3 報酬額の決定

行政書士各自は、これまで述べた事項を念頭において早く、正しく、車庫証明業務を行うには、いくら報酬額にしたらよいのかを、十分検討した上でディーラーと交渉して報酬額をきめてください。

これは、これまで、1件5,000円を基準として指導してきたことに対する変更です。これについては前述のとおり公正取引委員会側から、会則で定める上限額を示すことはよい、原価計算の方法を指導することもよい。しかし、行政書士会は事業者団体として会員に対して価格統制を図るような5,000円という数字を示すことは改めてほしいという指導にもとづいて改正したものです。

### (1) 車庫証明報酬額の上限

現在の会則に定める基準報酬額により算定した車庫証明業務の報酬額は、次表のとおりです。これは業務区分欄に掲げる業務を行政書士がすべて処理しての額ですから、住民票の写しや、土

地証明書をユーザーが持参した場合には、それに見合うものを減額し、警察署が他市町村に所在するとか、保管場所が特に遠隔地であるような場合には割増しすることは差し支えありません。

なお、報酬額に関しては法文が改められ、会則も基準報酬額と改正されましたが、会則で定めたものにより算定した額が上限という解釈には変更がなかったことをよく理解してください。

業務区分	数量	単 価	報酬額
		円	円
・証明願の作成	2枚	(2C) 820	1,640
・見取図の作成	1枚	(見A) 3,300	3,300
・配置図の作成	1枚	(縮C) 3,500	3,500
・住民票の写 交付請求書	1枚	(1A) 510	510
・土地証明書 交付請求書	1枚	(1A) 510	510
・実地調査	1時間	(調査) 2,400	2,400
・提出受領代行	30分	(代行) 1,200	1,200
計			13,060

### (2) 必要経費と時間報酬額による報酬額の積算

報酬額の上限のみを示されても実際には、ディーラーといくらで契約すればよいのか、判断に迷うことになると思います。それで、車庫証明業務に要する報酬額を別な角度から積算してみます。これは車庫証明願1件を処理するのにどれだけの時間がかかり、その時間に見合う報酬額がいくらで、それに必要経費を加えるといくらになるかというものですから参考にしてください。

次のような業務のやり方によると札

——車庫証明業務  
推進対策要綱——

昭和59年11月17日制定  
昭和60年4月26日改正  
昭和61年8月29日改正  
北海道行政書士会

1. 基本姿勢

昭和52年10月6日自販連本部と日行連との合意確認にもとづく昭和59年9月26日の車庫証明業務取扱いに関する基本要綱をふまえ、共存共栄を柱とし、ディーラーと行政書士は相互に協力して業務を遂行する。このため、行政書士は、ディーラーから必要な資料の提供を受けて正確、迅速に業務を処理するとともに、ディーラーの企業秘密を守る。

- (1) ディーラーは、行政書士に業務を斡旋してくれる立場にあるので、行政書士は業務処理の協力者として、常に友好の念をもって接する。
- (2) 行政書士は、警察署又はディーラーとのトラブルを起さないように心掛ける。
- (3) 行政書士は、行政書士法令を遵守するとともに、他人にも行政書士法令を遵守させるようにして業務を行わなければならない。

ア 他人の作成した一件書類に、行政書士が作成年月日を記入して記名押印する「印押し行為」をしてはならない。

イ 自動車のセールスマン等が見取図及び配置図を作成し、保管場所の使用権原書も用意して行政書士には、自動車保管場所証明書2枚の作成のみを依頼する「表紙書き行為」をし

ます。以前から車庫証明願の作成行為は、自動車のセールスマン等が取り扱い、行政書士報酬の上限に近い多額の費用を受けとり、書類の作成はユーザーに対するサービスで、ユーザーから受ける金額はガソリン代、人件費等の実費であると主張していたのが車庫証明問題の発生原因であったわけです。

こんな理由で各種業務が侵食されたら行政書士制度は崩壊してしまうことになるでしょう。車庫証明問題は、国会質問、合意確認、第2次合意確認を経て今日に至っていることは御承知のとおりです。

自販連本部においては、自動車のセールスマンは絶対に車庫証明願の書類を書かないようにと指示文書を出していることは前述のとおりです。これは、名目はどうあれ多額の費用を請求して作成行為を伴う場合には法第19条第1項に抵触することになるからであろうと思います。したがって、われわれも自動車のセールスマン等には、警察署に提出する所定の書類は絶対に書かせないようにしなければなりません。しかし、セールスマン等から所定外の用紙に車庫証明願の記載事項の提供を受けたり、配置図又は見取図等の提供を受けることは差し支えないのですが、それが所定用紙に記入されている場合には行政書士が現地確認の上作成し直さなければなりません。正しく書かれているからそのまま一件書類に添付して警察署に提出するようなことをすれば、セールスマンに行政書士業務に属する書類の作成を認めることになり、これまでのディーラー側の違法性を訴えてきた大義名分が成り立たなくなってしまうことをよく理解してください。

(3) 必要経費の算定

車庫証明業務に最も強く要求されるのは迅速な処理であり、1日でも1時間でも早く証明書の交付を受けることでしょう。したがって、車庫証明業務を行うには自動車を使うことが絶対的な要件になってきます。この自動車を使うのにいくらの費用がかかるのか、ごく大ざっぱに積算してみても次表のとおり1.5時間に要する費用は508円ぐらいになるものと思います。

区 分	費 用	年間費用
新車1台購入費	1,700 円	1/3 567 円
車検費用	149	1/3 50
自動車税(年間)	37	37
任意保険料(年間)	25	25
雑 費(年間)	10	10
計	1,921	689

- ① 車庫証明に要する所要時間1.5時間の自動車費用——118円
  - ・1日 689千円÷365日=1,888円
  - ・1.5時間 1,888円÷24時間×1.5時間=118円
- ② ガソリン代——390円
  - ・走行距離 30キロメートル
  - ・所要ガソリン代 3リットル×130円=390円
- ③ 計 ——508円
  - 注 自動車の償却年数は通常5年ですが、車庫証明業務は営業車のように消耗度が激しいため3年として算定した。

4 車庫証明業務と行政書士法の遵守

行政書士は、車庫証明問題が発生した原因を十分理解して対応する必要があります

幌では1件の処理時間が1.5時間かかり、それを時間報酬のみで算定すると3,600円、これに自動車の運行に要する経費508円を加算すると4,108円になります。現在札幌支部の方々は1件4,000円、遠隔地は割増しで業務をやっておりますが、結果的にはこうして割り出した報酬額と類似しています。

ア. 毎日定刻に、行政書士が車庫証明業務を契約しているディーラーを訪問し、発注票を受けとる。発注票には、「車名」、「型式」、「車台番号」、「自動車の大きさ」、「住所」、「氏名」、「自動車使用場所の本拠の位置」(通常は住所と同じ)、「自動車の保管場所の位置」が記入されている。又、車庫証明願の所定用紙(白紙)に、申請者の印を押したのも用意されている。

イ. 行政書士は、発注票と証明願の用紙を持ってその場からすぐ現地に向かい、見取図、配置図の原稿を作る。

ウ. 次は、現地から区役所へ行き、住宅地図をみて地番図と照合の上地番を割り出して保管場所の地番を確認する。土地証明書、住民票の写しの交付請求手続きをして交付を受けるまでの待時間中に、大抵は車庫証明願の証明書、見取図、配置図の作成作業を進め、最後に住所を確認して一件書類の作成を完了する。

エ. 完成した書類は警察署に提出する。

オ. 以上は札幌支部会員の業務処理の事例ですが、前述のとおり1件の所要時間が平均して1.5時間、報酬額は1件4,000円、ただし遠隔地のものには報酬額を割増している。

てはならない。

ウ 自動車のセールスマン等が、土地証明書の交付請求手続きを行い、車庫証明願（証明書、見取図、配置図等）の全部又は一部を警察署に提出する所定の用紙により作成して依頼があったときは、非行政書士行為に協力することとなるので、その業務を受託してはならない。ただし、ユーザー又は行政書士が土地証明書の交付請求手続きを行い、自動車のセールスマン等が作成した書類を行政書士が作成し直すことを条件にして業務を受託するときはこの限りでない。

エ 前号は、自動車のセールスマン等が、業務を迅速に処理するため警察署に提出する所定の用紙以外の用紙に記入して、資料として提供することを禁止するものではない。

オ 行政書士は、現地確認をした上で

業務を処理しなければならない。

カ 補助者一任による業務を行ってはならない。

## 2. 報酬類

行政書士は採算を度外視した低い報酬額で業務を行わないようにしなければならない。

## 3. 業務の受託方式

原則として合同受託方式とする。ただし、支部の実情に応じて他の受託方式によることを妨げない。

## 4. 推進活動の分担

(1) 本会は、車庫証明業務推進対策方針の策定、自販連又は関係官公署等との折衝その他全道的な立場から必要な対策の推進にあたる。

(2) 支部は、車庫証明業務取扱会員の指導、地域自販連との折衝又は協定その他業務誘致に必要な対策の推進にあたる。 以上

## 自賠責保険の支払基準の改定

損害項目		現 行		改 定	
傷	近親者又はその他の者の看護料	1日につき	3,200円	1日につき	3,300円
	通院・自宅療養中の看護料	1日につき	1,600円	1日につき	1,650円
害	休業損害	1日につき	3,700円	1日につき	4,000円
	慰謝料	1日につき	3,400円	1日につき	3,600円
後遺障害	慰謝料	850万円(1級)～32万円(14級) ただし、被扶養者があるときは、 1級 950万円 2級 844万円 3級 745万円		900万円(1級)～32万円(14級) ただし、被扶養者があるときは、 1級 1,050万円 2級 926万円 3級 811万円	
	葬儀費	45万円		50万円	
死	遺族の慰謝料	請求権者 1名	400万円	請求権者 1名	450万円
		2名	500万円	2名	550万円
亡		3名	600万円	3名	650万円
		ただし、被扶養者があるときは、100万円を加算する。		ただし、被扶養者があるときは、150万円を加算する。	
年齢別平均給与額(月額)		116,100円(18歳女子) ～406,500円(47歳男子)		121,100円(18歳女子) ～406,500円(47歳男子)	

(備考) 改正後の基準は、昭和61年8月1日以降に発生する自動車の運行による事故に対して適用する。

### (参考)

後遺障害は、自動車損害賠償保障法施行令で障害の程度に応じて1級から14級までに分類されている。1級～3級は重度の障害であり、例えば眼の障害の場合では、1級～3級は次のように分類される。

1級—両眼が失明したもの

2級—1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの又は両眼の視力が0.02以下になったもの

3級—1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの

## 業務資料

— 本年8月1日から適用 —

# 自賠責保険の支払基準の改正

企 画 部

今般、運輸省地域交通自動車保障課より、日本行政書士会連合会長に対し、自動車損害賠償責任保険(共済)の支払基準(地域交通局長通達)を次表のとおり改定した旨連絡があり、改定後の支払基準は、昭和61年8月1日以降に発生した自動車事故に対して適用されることになっているのでお知らせします。

なお、この支払基準は、保険金支払いの

前提となる損害額を公平かつ適正に査定するために、損害の内訳となる各項目についての査定基準を定めたものであり、賃金、物価等の動向に対応して、概ね2～3年ごとに改定されてきたが、今回の改定は、前回の改定(昭和58年6月1日)以後の状況の変化をふまえて引き上げを図ったものであることを申し添えます。

## 統一用紙の管理について (注意)

業務研修部

本年4月1日から施行された戸籍謄本、住民票(写)等職務上請求書の統一用紙については、紛失、盗難等の場合は法務局から各市町村に対して一斉連絡されるなど、大変迷惑をかけることとなりますので、そ

の管理には特に十分注意して下さい。

なお、万一前記のような事態が発生したときは、速やかに警察機関に届け出る(盗難、或いは遺失届)とともに本会にその状況を詳細に報告するよう願います。



## 車庫証明で街頭キャンペーン

去る9月6日の土曜日午後1時から、札幌支部では駅前通り的大通公園附近を拠点にして、車庫証明業務のキャンペーン活動を実施しました。

折り悪しく小雨模様の天候でしたが、道行く人々に「車庫証明は行政書士へ」のタスキがけで活動を展開したものです。チラシ、ティッシュペーパー、子供連れの方には風船を配って「車庫証明業務は行政書士の業務ですよ」と訴えました。

平素、事務所に閉じこもっている行政書士が行動する行政書士に変ぼうしたわけで、丁度、サラリーマンが退社する時間帯に実施したので、奇異を感じた市民も多かった

反面、一体何事だろうかと関心を持ってくれたと思います。また、道新スポーツ、北海タイムスほか雑誌社などの報道機関がこのキャンペーン活動取材されましたので、単に行政書士の宣伝のみで終ることなく、行政書士の多くの抱えている問題について、関心を寄せ、大いに報道されることを期待します。

(本会車庫証明対策特別委員 鳥井 茂)



## — 全国監察担当者協議会への出席報告 —

(にせ行政書士を排除するため)

単位会相互の情報交換)

監察部 坂下理事

8月7日、8日の両日、日本行政書士会会館において全国単位会監察担当者の協議会が開催され、本会からは小職が出席しました。その詳細については、日行連機関紙「日本行政」に連載されますので取急ぎ概要のみを報告します。

この協議会は、例年10月に実施する「許可手続無料相談、にせ行政書士排除月間」の実効をあげるため、前年度に行ったこの運動の成果を反省するとともに、全国各地の関連情報を交換することを目的として開かれたものです。

第1日目は、合同会議のあと4分科会に分かれ、テーマ別に協議が行われました。

分科会は、(1) 建設業関係<官公署窓口での閲覧調査と各団体による違反事例の収集> (2) 農地法関係<農業委員会窓口での閲覧調査と他土業による違反事例の収集>

(3) 交通運輸関係<違反情報の収集>

(4) 風俗、食品衛生関係<各都道府県風俗環境浄化協会の実態は握、食品衛生協会の違反事例の収集>

の4分科会に分かれましたが、私は農地法関係に参加しました。

第2日目は、分科会の結果報告が行われ、これに対する活発な質疑がありました。この報告会には、連合会の顧問弁護士3名も参加して、見解の表明が行われ、最後に日行連担当部長から「今回の報告事案に対し積極的に対応する」旨の総括報告があり全日程を終了した。

特に、今回の協議会に際し本会における60年度監察事業の実施概要を発表したが、本会の実施状況については他県にくらべ運動の成果はかなり高いものとの感触を受けました。

住居表示の変更により、住所や事務所の地番が変わったときは「行政書士変更登録申請書」の提出が必要ですから、本会にご連絡ください。

## 会費の払込みは、郵便貯金からの自動払込み をご利用ください!!

経 理 部

本会では、今年1月納期分の会費から、郵便貯金による自動払込みを利用しています。

この制度は、電気料、新聞購読料など、多くの方が利用しておられるのと同じ方法によるもので、会費の場合には……

### 1. 自動払込みの日

会費納入の期限である4、7、10、1月の月末に郵便貯金から自動的に払込みされます。

### 2. 自動払込み手数料

払込み1回について10円……本会で負担します。従来、郵便振替の場合15,000円で100円の手数料でしたから、1回につき90円の負担が軽減されます。

### 3. 貯金口座からの引取り方法

納期の前日までに、預金現在高が15,000円あれば、払込み日(納期の末日)に15,000円が本会の口座に払込まれま

す。万一、預金の現在高不足のために自動払込みができないときは、本会からお知らせしますので、別個の方法でお払込みください。

### 4. 自動払いの申込み方法

本会に、電話又はハガキで、通帳の記号・番号をお知らせくだされば、本会で、郵便局と連絡をとって手続きを進めます。

### 5. 会費自動払込みの推進と振替手数料の本会負担の廃止

現在の加入者負担による振替手数料の本会負担には、それだけで年間360円、それに納期毎に通知するハガキ代を加えますと会員1人につき500円を超える無駄が生じます。このため、自動払込みの奨励を図り、明年度から本会が手数料を負担する郵便振替の方法は廃止することにしましたので、御了解願います。

## 会費の「郵便振替」による送金手数料は 本人負担に変わります

— 昭和62年4月1日から —

従来、会員の皆さんから「郵便振替」により会費を支払っていただく場合は、その払込料を本会で負担(加入者負担15,000円の場合は100円)としておりましたが、昭和62年4月1日からこれを廃止して個人負担とすることになりました。なお口座番号、加入者名は「小樽3-8224番、北海道

行政書士会」で従来と変わりありません。

来年度からは、用紙の印刷配布はいたしません。郵便局にあるものを御使用願います。

これからは、できる限り、上記のとおり郵便貯金からの自動払込みを利用されますように御配慮ください。

## ＝ 支 部 の う ご き ＝

### 支 部 研 修 会 開 催 状 況

注 ( ) は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	9 / 3	札幌土地家屋調査士会 会議室	財務諸表の見かた・作り かた	税 理 士 小 平 トミ	( 589 ) 46	一 般 研 修
函 館	9 / 1	ホテルリッチ	交通事故の損害補償額 算定	支部会員 上 山 恵	( 159 ) 18	”
小 樽	7 / <sup>28</sup> / <sub>29</sub>	小樽簡易保険加入者 ホーム朝里荘	建設業記帳実務	支部監事 野坂 房市	( 82 ) 13	”
空 知	8 / 31	滝川ホテルスエヒロ	建設業決算の実務	副支部長 計良 邦雄	( 118 ) 19	”
”	8 / 31	”	新入会員研修会	支 部 長 新 川 司	( 18 ) 9	新入会 員研修
網 走	7 / 15	北見市民会館	簿記とは何か	支部会員 石田鉄治郎	( 52 ) 11	一 般 研 修
”	8 / 19	”	簿記 ( 資本・負債・損益 ) 勘定科目その他	支 部 長 宮 下 豊 支部会員 石田鉄治郎	( 50 ) 15	”
室 蘭	6 / 28	中小企業センター	車庫証明業務の取扱い	支部理事 畠山 修	( 57 ) 11	”
”	8 / 8	”	建設業許可申請	日高支部長 進藤 良次	( 57 ) 11	”

## ＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7 / 25	行政書士登録調査委員会	16 : 00 ~ 17 : 00	本会会議室
8 / 2 ~ 3	第 3 回支部長会	13 : 00 ~ 17 : 00 10 : 00 ~ 14 : 20	フジヤサントスホテル
8 / 19	第 7 回常任理事会	10 : 00 ~ 17 : 00	本会会議室
8 / 29	第 4 回支部長会	10 : 30 ~ 12 : 00	雪印健保会館
8 / 29	車庫証明対策特別委員会委員 支部長合同会議	13 : 00 ~ 18 : 00	”
8 / 30	役員・支部長合同会議	10 : 00 ~ 12 : 00	”
8 / 30	第 3 回理事会	13 : 00 ~ 17 : 00	”

## お し ら せ

### ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支 部 名	会 員 番 号	氏 名	死 亡 年 月 日
室 蘭	1,914	曾 根 邦 夫 様	61. 8. 12
札幌(北)	330	梶 井 與 四 郎 様	61. 8. 17
室 蘭	608	倉 嶋 充 自 様	61. 8. 25
小 樽	226	清 水 光 五 郎 様	61. 9. 2
旭 川	625	室 崎 清 平 様	61. 9. 6

### 会館建設資金寄附者に感謝状

このたび行政書士会館建設資金として、  
寄附された次の方々に日本行政書士会連  
合会から感謝状が贈られました。

記		
札幌支部	三 浦 正 様	1 万円
”	渡 辺 正 二 様	2 万円
函館支部	倉 橋 正 幸 様	1 万円
旭川支部	伊 林 利 長 様	2 万円

### 87年版行政書士手帳の購入申込みについて!!

全国行政書士事業団から87年版行政書士  
手帳の頒布について通知がありました。  
手帳の内容等は大変便利に工夫されてお  
ります。手帳は受注生産ですので御希望の  
方は10月10日まで本会事務局必着にて790  
円を添えて申込みください。

内 容 年間スケジュール、予定表、  
計画表、日記、行政書士法、  
行政書士法施行規則、日本行  
政書士会連合会会則、会則施  
行規則、役職員名簿、etc  
付録……別冊アドレス、し  
おり

記		お り	
1. 手帳の仕様	2. 価 格		550 円
表 紙 ビニールシート 黒		送料	240 円
サイズ 144×86 % ( 中身 )		計	790 円

# 行政書士表札及び看板のご案内

行政書士 北海太郎事務所

## 表札

### 高級緑青銅板について（仕様）

- ◎ 気品と風格のある色調  
天然緑青の主成分である塩基性炭酸銅によって処理し表面に特殊意匠を施しておりますので一層の高級感を与えます。
- ◎ 優れた耐久性  
銅板に特殊な二層構造の被膜処理を行っているため極めて優れた耐久性をもっております。
- ◎ 経時変化（天然緑青への転換）  
主成分の塩基性炭酸銅と使用環境の相互作用により年を経るに従い徐々に天然緑青に変化します。

価 格 6,000円（送料別）

- ・文字は角ゴシック体
- ・印刷 スコッチカル仕上げ
- ・ソフト粘着テープ付
- サイズ 560×120%

## 看板（表札兼用できます）

### 北海道行政書士会会員

行政書士 北海太郎事務所

### 取扱業務

農地・建設・土木・民事・その他官公署に  
提出する書類の作成、相談、提出代行

- 主板サイズ 400×500%
- 額縁サイズ 422×522%
- 配 色 アルミ地 黒文字
- 特 徴 不銹製豪華仕上げ、ガラス張り  
（室内掲示可能）角G書体
- 価 格 15,000円（送料別）

申込先 北海道行政書士会事務局

札幌市東区北28条東1丁目

製作会社名 株式会社 札幌標板製作所

’86. 9 第156号 昭和61年9月25日発行

発行人 葛西義雄  
編集人 酒井清蔵  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモビル3階  
TEL 代表（221）1221・（221）1222  
郵便番号 060

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店（普 570344）  
北海道銀行本店（当 19116）  
北洋相互銀行本店（普 0742651）  
北海道相互銀行本店（普 389444）  
振替口座 小樽3-8224番